

疑義照会回答票 2010 (障害年金分)



日本年金機構

受付番号	案件名
2010-108	障害基礎年金の納付要件について
2010-122	20歳前障害基礎年金の取扱いについて(庁文発第0520001号関連)
2010-166	旧法国年障害年金の65歳以降の事後重症請求について
2010-168	障害基礎年金の納付要件について
2010-183	20歳到達前に初診がある場合の障害基礎年金の支給停止期間について
2010-197	拘留者障害基礎年金の職権支給停止・支払保留について
2010-222	外国籍(永住者)の障害年金請求について
2010-351	障害基礎年金の子の加算改定について
2010-441	税制改正に伴う国民年金法に係る所得額の計算方法の変更の有無について
2010-476	障害基礎年金の請求及び納付要件について
2010-528	20歳前傷病による障害基礎年金と労働者災害補償保険法による給付との調整について
2010-535	改定請求書にかかる取り扱いについて
2010-589	脳血管障害に係る障害認定日について
2010-595	マニュアル記載の障害基礎年金請求時添付書類について
2010-716	特別障害給付金の支給調整について
2010-717	平成22年6月4日給付指2010-105(指示・依頼)に係る取扱いについて
2010-752	障害手当金の裁定取り消しについて
2010-762	障害福祉年金の請求について
2010-763	旧法国年老齢年金繰上げ受給者にかかる旧法国年障害年金の65歳以降の事後重症請求について
2010-792	20歳前初診にかかる障害基礎年金の20歳時に遡及して請求書受付の可否について
2010-810	老齢基礎繰上げ請求者の障害基礎年金請求について
2010-848	国民年金・厚生年金保険障害認定基準の解釈について(上肢の障害・指の欠損)
2010-876	年金時効特例法の適用の可否について
2010-884	死亡一時金受給後の障害基礎年金の請求について
2010-905	3号期間にかかる障害基礎年金の納付要件について
2010-908	障害年金における広汎性発達障害の初診日の取り扱いについて
2010-936	DV被害者から障害基礎年金請求がなされた場合の受付及び裁定庁について
2010-956	障害基礎年金の定時決定における所得状況届の長期未提出者についての所得審査の取扱いについて
2010-967	No.2010-222「外国籍(永住者)の障害年金請求について」の回答と、国民年金法昭和56年改正附則第3条第5項の関係について
2010-994	死亡失権処理について

2010-1003	前心室補助人工心臓を装着した日と障害認定日について
2010-1015	特別障害給付金と退職共済年金(職域加算)の調整について
2010-1046	昭和61年の法律改正前に「不在確認」を理由として失権扱いとなった障害福祉年金について
2010-1094	障害基礎年金の納付要件について
2010-1097	障害基礎年金新規裁定時の診断書コード傷病名コードの登録について
2010-1151	パソコン等で作成された診断書について
2010-1153	障害基礎年金(いわゆる谷間の年金)の納付要件について(疑義照会(回答)票No.2010-108への疑義について)
2010-1188	障害福祉年金と旧法国民年金障害年金の併給調整について
2010-1198	旧法障害厚生年金受給者が先順位者の死亡により旧法遺族厚生年金の支給停止事由が消滅した際の取扱について
2010-1247	切断と機能障害が併存している場合の障害認定日について
2010-1248	てんかんにかかる新認定基準について
2010-1249	3級14号の年金と障害手当金について
2010-1251	外国籍(永住者)の障害基礎年金請求について
2010-1253	障害基礎年金の納付要件について

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年1月29日  
照会部署名 宮城事務センター年金給付G  
照会担当者 木村 正寿  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認	加藤 久美子
-------------	--------

(案件)

(受付番号) No. 2010-108	障害基礎年金の納付要件について
------------------------	-----------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

業務処理マニュアル 1-4-6頁～1-4-7頁、障害基礎年金請求書  
昭和61年3月以前に初診があり、当時の障害年金の納付要件は該当しないため、平成6年改正法附則6条にて決定する際、20才前に厚生年金の加入期間がある者の場合、その厚生年金の加入期間は納付要件に算入できるかどうか。関連条文(昭和60年改正法附則第8条第2項、昭和60年改正法附則第8条第1項及び2項)を確認する限り算入できないと思われませんが、算入できないとの取り扱いでよろしいでしょうか。

(回答)

昭和61年3月前に初診日があり、当時の障害年金の支給要件を満たさない者について、平成6年国民年金改正法附則第6条において、初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間があることを規定している。  
一方、昭和60年改正法附則第8条第2項の規定において厚生年金保険の被保険者期間のうち、昭和36年4月1日から施行日(昭和61年4月1日)の前日までの期間について、国民年金の被保険者期間とみなすことを規定しているが、20歳に達した日の属する月前の期間を当該国民年金の被保険者期間から除くとされている。  
したがって、貴見のとおり取り扱っても差し支えないと考える。

回答日 平成22年3月2日  
回答部署名 年金給付部給付指導グループ  
回答作成者 岡 健太郎  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

笠井

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成21年2月3日  
照会部署名 北関東・信越ブロック本部相談・給付支援G  
照会担当者 長谷川 武志  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	針谷 孝
-------------	------

(案件)

(受付番号) No. 2010-122	20歳前障害基礎年金の取扱いについて(庁文 発第0520001号関連)
------------------------	--

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<p>&lt;照会1&gt;20歳前障害の診断書について、改正後においては「障害認定日前後3ヶ月以内の現症のもので可とする。」とされたところですがこれについて①原則はあくまで認定日後3ヶ月以内の現症の診断書の提出を求め、3ヶ月以内に診断履歴がないなど、認定日後3ヶ月以内の現症の診断書の取得ができない場合に認定日前3ヶ月の診断書でも可とするものでしょうか。②この取扱いは、初診日が20歳前にあるが障害認定日は20歳を過ぎた日以降にある場合でも、同様の取扱いとしてよろしいでしょうか。(業務処理マニュアルPI-4-12)</p> <p>&lt;照会2&gt;改正後のマニュアル中(PI-4-12)「・・・当該診断書で既に障害基礎年金と同様の認定をされていることを踏まえ、診断書の作成日にかかわらず・・・」とありますが、波線部の診断書とは「特別児童扶養手当の診断書」と解し、直近の特別児童扶養手当の診断書が提出された時にはその直近の特別児童扶養手当の診断書に基づき受付・審査するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、昭和61年7月に特別児童扶養手当の支給対象となっていたものに係る診断書の添付省略についての疑義照会があり、その回答においては「不可逆性が明らかに認められる場合にあっては特段の支障がない限り、特別児童扶養手当の認定に用いられた診断書の写し等を関係主管課から徴し、障害の程度を確認して差し支えない。」とありますが今回のマニュアル改正においても引き続き、不可逆性が認められない限りは特別扶養手当認定に用いられた診断書による提出はできないのでしょうか。</p> <p>&lt;照会3&gt;改正後のマニュアルの中(I-4-12)に「必要に応じて現症の確認を行う。」とされていますが、現症の確認を行う場合には新たに「国民年金・厚生年金保険・船員保険 診断書」の提出を求めることにより行うのでしょうか。または原則として新たな診断書の提出を求めることはせず、実態調査をすることにより行うのでしょうか。</p> <p>&lt;照会4&gt;特別児童扶養手当制度とは別に障害児福祉手当という制度があり、障害児福祉手当の受給者は特別児童扶養手当受給者の障害の程度に比べ同程度かあるいはそれ以上の程度の者とされていますが、障害児福祉手当の診断書により「国民年金・厚生年金保険・船員保険 診断書」に代えることはできるでしょうか。(マニュアル未記載)</p> <p>&lt;照会5&gt;特別児童扶養手当受給の原因となる傷病が精神障害や知的障害である場合、特別児童扶養手当の診断書が小児科医による記載によるものであったとき、精神科を標榜する医師または精神保健指定医による診断書でなくても審査することは可能でしょうか。(マニュアル未記載)</p> <p>&lt;照会6&gt;提出される特別児童扶養手当の診断書については原本証明(福祉事務所長・市町村長)が必要でしょうか。(マニュアル未記載)</p> <p>&lt;照会7&gt;今回の通知について、市町村から要望があった際には通知そのものを示してよろしいでしょうか。</p>
---

(回答)

<照会 1>

- ① 「障害認定日前後3ヶ月以内の現症のもので可とする。」とあり、障害認定日前後3ヶ月以内の現症の診断書で認定する。
- ② 初診日が20歳前にあるが障害認定日が20歳を過ぎた日以降にある場合も同様である。

<照会 2>

業務処理マニュアルI-4-12【20歳前障害の場合】に記載されている「診断書の作成日にかかわらず・・・」の診断書とは、「特別児童扶養手当の診断書」であり、直近の特別児童扶養手当の診断書に基づき受付・審査する。

また、障害認定日における障害の程度について認定できる特別不要手当認定に用いられた診断書があれば、不可逆性の要件は必要とせず、診断書の省略は可能である。

<照会 3>

必要に応じて現症の確認を行う際は、「国民年金・厚生年金保険・船員保険 診断書」の提出を求め、現症の確認を行う。

<照会 4>

障害児福祉手当の診断書について、規定がないため「国民年金・厚生年金保険・船員保険 診断書」に代えることはできない。

<照会 5>

平成21年10月22日付け庁保険発第1022001号（社会保険庁運営部年金保険課長通知）にてんかん、知的障害等多岐に分かれている疾患については、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科等を専門とする医師が主治医となっている場合、これらの医師であっても精神・神経障害の診断又は治療に従事している医師であれば作成できるとしている。

<照会 6>

提出される特別児童扶養手当の診断書についての原本証明は必要です。

<照会 7>

市町村から要望があった際、本案件通知は示しても差し支えないと考える。

回 答 日 平成22年7月30日

回答部署名 年金給付部給付指導グループ

回答作成者 岡 健太郎

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

笠井

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月 5日  
照会部署名 北海道ブロック本部 相談・給付支援G  
照会担当者 竹内 隆博  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 確認済

(案件)

(受付番号) No. 2010-166	旧法国民年金の65歳以降の事後重症請求について
------------------------	-------------------------

(内容)

<p>現在、大正15年8月7日生まれの者で初診日が昭和38年4月の精神障害で障害年金事後重症での請求を行えるかご教示願います。</p> <p>①認定日時点では、障害の状態は不明（診断書作成出来ず）。</p> <p>②認定日以後、昭和61年3月31日までの現症の診断書の作成は可能。</p> <p>③昭和61年4月から平成元年8月6日（65歳）までの診断書の作成は可能。</p> <p>新法による障害基礎年金の事後重症請求については、国民年金法第30条の2第1項のなかで「…同日後65歳に達する日の前日までの間において、…その者は、その期間内に同条第1項の障害基礎年金の支給を請求することができる。」と65歳までの期間内に請求することが規定されているが、旧法による障害年金の事後重症請求については、旧法第30条の2第1項では「…同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病によりはじめて同表に定める程度の廃疾の状態に該当するに至ったときは、その者に同項の障害年金を支給する。」とされ、新法のように65歳までの請求については規定されておりません。</p> <p>また、旧法国民年金の事後重症による障害年金は、請求がなくとも、客観的に障害の状態となったときに権利として発生するという構成をとっているため、新法施行前に障害の状態にありながら、請求をしていない場合であっても、すでに旧法の障害給付が適用されており、このような者が新法施行後に事後重症による請求をした場合であっても、新法による障害給付は適用されず旧法扱いとなると考えております。</p>
---

(回答)

本件の対象者については、障害認定日における傷病と事後重症に該当する傷病が同一であると認定されれば、貴見のとおり旧国民年金法による事後重症請求は行える。
---

回答日 平成22年6月8日  
回答部署名 年金給付部 給付指導グループ  
回答作成者 稲田 眞須美  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 笠井  
(軽微なものについてはグループ長)